国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する要望意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、環境資源としての森林に対して強い 期待が寄せられており、森林整備を推進し豊かな森林を次世代に引き継がなければなり ません。

一方、全国の森林の約4分の1を占める北海道の森林・林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に瀕しています。

このような状況の中、国有林野事業について林野庁は、行政改革推進法に基づく業務・組織の見直し(一般会計・独立行政法人の二分化)を平成22年4月から行うとして、来春の通常国会での法案提出に向けた準備を進めています。

国民の共有財産である国有林野を国と独立行政法人に振り分け、業務・組織が二分化されれば、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たし、森林の有する公益的機能発揮や地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に大きな影響を及ぼすことになるものと危惧しています。

よって、政府においては、今回の「国有林野の管理経営に関する基本計画(案)」の広告・縦覧に関し、次の事項について強く要望します。

記

- 1 基本計画(案)について、実施期間は平成21年4月から10年間としていますが、 国有林の業務・組織の二分化による実行体制の変更により、水源林等公益森林の整備 や地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化などに支障が出る恐れがあること。
- 2 国民共有の財産である林野等を独立行政法人に移行した場合、適正な管理ができなくなり、生態系の保全や水源かん養など森林の公益的機能が発揮されない恐れがあること。
- 3 以上のことから、国有林の二分化は行わず、国による管理運営体制の堅持により基本計画を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月10日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎